

特記仕様書

1 業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター 脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）

2 業務場所

三原市円一町一丁目2番1号 沼田川浄化センター

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、沼田川流域下水道沼田川浄化センター（以下「センター」という。）から発生する脱水ケーキ（以下「汚泥」という。）のセメント原料化処理を行うことにより、資源の再利用を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 汚泥の性状、搬出量等

- ア 汚泥は、下水道の有機性汚泥（生汚泥）に高分子凝集剤を添加し脱水したものである。
- イ 汚泥の含水率は、74～82パーセント程度である。
- ウ 運搬車両への汚泥積み込み量は1車当たり10トン以下、1回当たりの搬出量は9トン程度とする。また、汚泥の搬出量の年間予定数量は3,000トンである。ただし、汚泥の予定数量は、施設の維持管理状況その他の事由により増減することがある。
- エ 搬出量は、センター内の計量器で計量した数量とする。ただし、故障等により計量できない場合は、別途協議する。
- オ 汚泥貯留ホッパは電動式角型ホッパで、貯留容量は10立方メートルが2台である。

(2) 汚泥の積込み及び運搬等

- ア 受注者は、天蓋付水密構造で、積載物が荷台から落下せず、臭気等が漏洩しない構造の車両を使用し、関係法令に基づき適正かつ安全に収集運搬を行うものとする。
- イ 汚泥の積込み場所は別図のとおりとし、発注者が受注者の天蓋付水密ダンプに直接積み込む。
- ウ 受注者は、汚泥の積込み終了後、貯留ホッパ周辺の床面等の清掃を行うものとする。

(3) セメント化処理における留意事項

- ア 受注者は、汚泥をセメント製造工程で他の原料と共に混合し焼成処理を行い、その生成物については、セメント原料として使用するものとする。ただし、設備の故障その他やむを得ない事由によりセメント原料化処理ができない場合は、書面により発注者の承諾を受け関係法令に基づき適切な方法により処理するものとする。
- イ 受注者は、汚泥の貯蔵について汚泥から発生する汚水が流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しない施設で行い、周辺環境の保全を考慮して適切な臭気並びに排水対策を講じるものとする。
- ウ 受注者は、汚泥をセメント製造工程のうち、飛散及び流出並びに悪臭が発散しない工程に投入し、周辺環境の保全を考慮して必要があれば適切な臭気並びに排水対策を講じるものとする。

6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 汚泥の搬出日

汚泥の搬出は、発注者が搬出依頼した日に行うものとする。1回当たり9トン程度、週5～7回程度とし、年末年始等の休日を含む。翌週の搬出予定日時を金曜日までに連絡する。

(2) 業務実施搬出時間等

本業務での汚泥の搬出は、原則として午前6時又は午後6時に行うこととする。

7 提出書類

受注者は契約締結後速やかに、次の書類を添付した「産業廃棄物処理計画書」を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人（共同企業体にあっては、当該許可等を受けた構成員）の代表者印の押印がある場合は原本との確認があつたものとみなす。

また、提出書類に変更があつた場合も同様とする。

ア 業務責任者等指名届

イ 業務担当者名簿（運搬に従事する者は運転免許証の写しを添付する。）

ウ 本業務に使用する施設及び設備、付帯設備の仕様、能力を記載した書類

エ 本業務に使用する車両の車検証の写し及び任意保険証の写し

オ 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

カ 県外の産業廃棄物を処理することにより必要となる各届出の写し（県外処理する場合）

キ 廃棄物の運搬経路図

ク 緊急連絡先通知書（収集運搬経路自治体及び道路管理者等を記載）

8 報告書類

(1) 受注者は、各月の委託業務実施報告として、次に掲げるものを提出するとともに、業務の履行状況を明らかにしておくものとする。なお、すべての業務が完了した時には、業務完了報告書を提出する。

ア 業務報告書（各月）

イ 月間集計表

ウ 業務写真帳

(ア) 業務写真帳はA4判の製本とし、プリントサイズは自動車登録番号や撮影内容が分かる大きさとする。

(イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。

　a センターでの積込状況、運搬車両の外観、処理施設入場状況（毎月1回以上）

　b 受入設備（ヤード）への搬入作業中（搬入毎）搬入日を記入するものとする。

　c その他セメント製造工程への投入・荷卸し中（毎月1回以上）

(2) 行政処分等に係る報告

受注者は、本業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分や改善勧告等行政指導を受けた場合、その内容を直ちに発注者に対し口頭で行うと共に書面により報告するものとする。

(3) その他

各都道府県条例により行政区域外からの産業廃棄物搬入に係る協議・届出が必要な場合は、それに係る収集・運搬及び処分に係る資料等を提出する。

また、受注者は、委託期間中のセメント品質管理試験成績表を期間中に1回報告するものとする。

9 履行状況確認

発注者は、本業務の履行状況を確認するため、受注者の施設を適宜、立入調査できるものとする。

10 搬出停止等の措置

前記報告、履行状況確認等により発注者が必要と認めた場合、汚泥の搬出停止その他の必要な措置を講ずることができるものとする。なお、この措置により受注者が損害を受けても、その損害補償を発注者に請求することはできない。

11 費用の負担

本業務を実施するに当たり受注者がセンター内で使用する電気、水道は、施設のものを使用することができる。ただし、使用に際しては、極力、節減に努めるものとする。

12 その他

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準に関する事項は、別に定める様式による。
- (2) 発注者が必要と認めた場合、受注者は搬出車両天蓋へのシート等による臭気対策を行うものとする。また、通常の車両管理においても、水洗浄等を行い臭気対策に努めるものとする。
- (3) 本仕様書において疑義が生じた場合、また定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

13 契約における特約事項

この契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。